

# お知らせ information

## お知らせ

### 郡山税務署からのお知らせ

事業者を対象とした消費税軽減税率制度説明会を開催します

郡山税務署では事業者の方を対象として、平成31年10月から実施される消費税軽減税率制度に関する説明会を下表の日程で開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。なお会場の都合上、席に限りがありますので、ご了承ください。

### ■消費税軽減税率制度説明会日程

日程	時間	会場	所在地
10月19日(木)	10:00~11:00 13:30~15:00	大槻ふれあいセンター	郡山市大槻町字中前田56-1
10月20日(金)		船引公民館	田村市船引町船引字南元町28
10月24日(火)		安積総合学習センター	郡山市安積町荒川字南赤坂265

※内容は午前・午後ともに同じです。

●郡山税務署法人課税第一部門  
024-932-2041  
(代表)

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

### 建退共からのお知らせ

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金法に基づく建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の進歩を目的として設立され、事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

#### ◆加入できる事業主

建設業を営む方

#### ◆対象となる労働者

建設業の現場で働く方

#### ◆掛金

月額310円

#### ◆特長

- ・国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。

・掛金の一部を国が助成します。

・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

#### 《建退共制度の特例措置のお知らせ》

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続

きの特例措置を実施しています。

《建退共から事業主の皆さんへ》  
・共済証紙は、労働者の就業日数に応じて適正に貼付してください。

・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

●建設業退職金共済事業福島県支部  
024-523-1618

### 町税等納期

10/2(月)

国民健康保険税(3期)  
介護保険料(3期)  
後期高齢者医療保険料(2期)

※口座振替の方は、納期限前日までに口座残高の確認をお願いします。

※国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納付できます。

ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

※口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度ですので、ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。